

みるのが至当であろう。月末に至りにわかつに緊迫の度を加えたキューバ問題も、問題の性質上そう低迷市況の基調改善に役だつと考えることは困難であろう。

一方国際経済の発展に関連して見のがしえない動きは10月11日大統領の署名を完了し、即日発効した米国の通商拡大法である。同法はE E Cの発展に即応し、米国がこれとの関税障壁の引下げを通じて、相互の貿易関係を促進し経済発展に役だてようとするもので、自由通商理念(G A T Tの理想)の前進という点においても、画期的な意義をもつものである。今後同法に基づく関税引下げ交渉がどのような形で発展するか、なお予断を許さないが、G A T Tを通ずる自由諸国全般の通商障壁の緩和に大きな影響を及ぼすであろうことは指摘するまでもない。

もっとも、今回成立した通商拡大法の内容をみると escape clause, reservation clause など国内産業保護のため、いくつかの適用除外手続きが定められている。また第3国に対する関税譲許の均てんの問題についても、米国の通商に直接または間接の不利益を及ぼすような輸入制限国を除外することが明記されているなど、かなり問題もある。とくにこれが今後のわが国の自由化措置、一部欧州諸国の対日差別措置(G A T T 35条の援用問題)などに微妙な影響を与える公算は少なくなく、今後の運用は注目を要するものがある。

一方共産圏諸国の動きをみると、国慶節を控えた中共においては党の10中全会が開かれ、内外政策について重要討議が行なわれたが、そのコミュニケはまずユーゴの修正主義を攻撃し、ソ連のユーゴ接近を暗に非難し、一時改善されたかにみえた中ソ関係も基本的には両者の間に深い溝のあることを示唆している。またこれまでに実施してきた経済調整措置が奏功して経済的困難はすでに山を越え、本年の食糧生産は昨年よりやや好転の見込みと述べて注目されたが、依然困難の存在することも認め、農業を基本とする経済政策を維持推進すると強調している。

中共の経済危機は、最近の各種報道からみても一応最悪事態は脱しつつあるものとみられるが、農工生産の減退はそう短期にはばん回不能で、外貨事情の窮迫も早急には改まりそうにもない。ソ連の援助も期待薄で、かつ中ソ貿易は縮減する一方、対西欧貿易ではE E Cの差別待遇、カルテル結成など思わしからざる場面となった。最近における中共の対日接近もこうした事情が背景となっており、中共はわが国から当面最も必要な農業生産資材を獲得し、その資金源をソ連や西欧に売り込み困難な原料品の対日輸出と延べ払いに求めているようである。

一方ソ連はこのほど1960年から実施した所得税減免措置の中止を発表し、その理由として、農業関係投融資と軍事支出の増大とを指摘している。今回の措置は上記理由のほか、さる6月の食料品値上げと同様、最近における勤労者所得の増加に伴う消費需要の増大を抑制することをねらいとしているものとみられる。

IMF 総会の意義と 国際通貨情勢

さる9月17日からワシントンで開催された第17回 IMF 総会は、大方の予想どおり当面国際通貨制度はなんらの改革も必要としないとする現状維持的なヤコブソン体制を確認し平穏裡に終了した。これは近年各種の国際協力体制が次第に軌道に乗り、当面キーカレンシーを巡る国際通貨情勢が小康を保っていることを背景としたものである。しかし各國代表の論調にやや立ち入ってみると、そこには国によりかなりニュアンスの差があることがわかるが、さらに国際通貨情勢自体が決して静止的ではなく、国際流動性を巡る論議もううした情勢変化と対応して今後もいろいろ発展の可能性を藏していることを見のがしてはならない。ここでは今回の IMF 総会を中心とした国際通貨情勢とおもな論点について若干の検討を行なっておこう。

ヤコブソン演説の焦点と反響

総会冒頭の演説で展開されたヤコブソン IMF 専務理事の考え方の要点は次のようなものである。まず過去数年の間に米国の国際収支の赤字を主因として通貨準備の国際的な再配分が行なわれ、その結果少なくとも先進工業諸国はすでに十分な準備を保有するに至った。この意味で国際流動性は不足していないし、各国の対外準備ポジションは十分な余裕と安定性をもつに至った。また各国中央銀行の為替市場介入、金市場安定操作、米国連銀と主要中央銀行間の外貨持合いを目的とするスワップ取決めなど各種の国際協力体制が進展した結果、最近における為替市場は「戦後最も平穏であった」。つまり現在の国際通貨情勢は、国際流動性の量ならびに為替の安定度という両面からみてともに満足すべきものである。とくに最近欧州諸国のコストが上昇を続けている反面、米国のそれは比較的安定を保った結果、これまでの欧米経済のアンバランスは急速に解消に向かい、いまや国際経済は「今後も不可避的におこる国際的な変動に十分耐えられるような強固な基礎に立った均衡状態」に近づきつつあるという点が強調される。したがって現在の国際通貨制度に抜本的な改革を加える必要はなく、金価格の引上げや金保証付与も無用であるというのが同氏の結論である。つまり、この見解は、金とドルとの関係を基礎とする現在の金・ドル為替本位制度を中心とし、それを強化された IMF の機能と各国中央銀行の国際協力で補強するという現行方式で事態を十分乗り切れるとする現状維持論である。

一方現在の国際協力体制の基本をなすものは、ローザ構想と呼ばれる米国と他の中央銀行の通貨持合いのための取決めであり、その考え方のアウトラインは総会の直前に公表された国際流動性の増強に関するローザ論文(調査月報9月号参照)に述べられている。その骨子は、米国と工業諸国との間でスワップ形式による相互通貨持合いの取決めを締結し、当面ドル安定を中心に国際協力を進めようとするものであるが、今後の長期的展望として

は、この外貨持合い額を適当に増加せしめることにより、米国国際収支の均衡達成後においても国際流動性を計画的に増加する (controlled increase) という意図を含むものである。これはいわゞ金に結びついたドルを中心として、それから放射線状に米国が各國と各種の国際協力関係の網の目をはりめぐらし、そのきさえにより現行の通貨体制を維持して行こうとするものである。

総会において米国代表ジロン財務長官は現行国際通貨体制安定のための基本前提となる米国国際収支の改善について明るい見とおしを強調し、またケネディ大統領自身がドルの金価格堅持のための固い決意を表明すると同時に現体制維持のための各国の協力を要請した強い調子の演説を行なっている。

この現状維持論に対し各国代表はおおむね肯定的な態度をとり、たとえば西独代表プレッシング・ブンデスバンク総裁は世界経済の均衡を保つためには国際収支黒字国だけでなく赤字国の協力も必要であるとしつつも、国際通貨体制には制度的な万能薬ではなく、結局各国が monetary discipline を守ることが基本対策であるとのべた。またオランダ代表ホルトロップ・オランダ銀行総裁も、各種の国際通貨機構改革案が提起されているが、それらはいずれも当局者が対外均衡に対する配慮なしに自由に国内政策を進められることをねらいとしたものとの感が強く、いわばしろうとわかりのするあまりに簡単な (fool - proof) 制度を考えており、それだけに危険性を内包していると述べ、この意味で monetary discipline を前提とする現行体制の方が良いとして、金価格の引上げや金保証付与に反対したヤコブソン氏の立場を支持する旨声明している。

モードリング提案

このようにして今次総会はヤコブソン体制を確認して幕となったが、この平穏な会議に唯一の波紋を投じたものは、英国代表モードリング蔵相の「相互通貨勘定」(mutual currency account) の設置に関する提案であった。この提案は IMF のな

かに相互通貨勘定を設置し、同勘定加盟国(パリクラブの10か国程度と想定されている模様)のうち国際収支黒字国は、預り証書を引換えにその保有する過剰な赤字国通貨を同勘定に預入することを骨子としたもので、預金残高には金保証が付与され、黒字国はその国際収支が赤字に転じたときには同残高を引き出せるという考え方である。つまり同提案は、当面赤字国通貨であるドル・ポンドのキーカレンシーを新勘定に凍結することを条件としてそれに金保証を付与し、それによってキーカレンシーが引き続き不安なく受取られることを保障し、これを通じて国際流動性の供給が円滑に行なわれる基盤を固めようとするねらいをもつものと解せられる。なお黒字国が余剰通貨を相互勘定に振り込んだ場合に受取る預り証そのものは国際的な流通性をもたず、その限り「国際通貨の創出とはならない。モードリング提案に新味がなく、従来英国方面で主張されていた金保証構想の変形に過ぎないと評されるゆえんである。

しかしこのモードリング提案は少なくとも今回のIMF総会では大きな反響を呼ばなかった。その原因としては前述したようにまず国際通貨情勢が小康を保っており、各国代表の間に当面事態を静観するとのムードがただよっていた矢先の提案であったという時期的な問題が大きい。しかし内容的にみても構想の具体的な内容が概して漠然としたものであったこと、さらにはこの構想の中心となる預入通貨に対する金保証の付与に対しては、従来から米国が強く反対しており、とくに相互通貨勘定に預入される金額は一応各國が新規に獲得したものに限定されているものの、たとえ米国の国際収支が均衡しても第3国間のドル移動の結果結局すべてのドル債務残高に金保証を与えることになりかねないことを米国がおそれたことなどの理由によるものと思われる。

その後の論調

このようにモードリング提案の総会での反響は低調であったが、もとより同案は今後の研究課題として提出されたにとどまるもので、その後モー

ドリング蔵相自身同案がIMF事務局の検討に付されたことに満足の意を表している。しかし英国内の論調は英國案に対する米国などの態度に對げ当然のことながら相当の不満を示している。とくに最近の英国内の論調で注目されることは、モードリング提案についてこれをむしろローザ構想を補強するものでこそあれ、それと相いれないものとは觀念されていないという点である。たとえば最近のエコノミスト誌は、米国はモードリング提案中の金保証条項に強く反対しているが、金保証のないローザ構想には大きな欠陥があるとし、「米国の国際収支が赤字の場合、金保証のないドルを多量に保有しようとする国がどこにあろうか」また「米国はその国際収支が黒字に転じた場合、金保証のない赤字国通貨を本当に多量に保有しようとするであろうか」との疑問を投げかけている。このような英國の論調の背後には、いわゆるローザ構想においてはドルだけが通貨体制の中核となり、ポンドはドルを取り巻く一群のナショナル・カレンシーのひとつとして他の欧州主要通貨と同列におかれていることに対する英國側の不満が底流となっている。

ローザ構想が多角的なものでなく、ドルを中心とする双務的な関係に基づいており以上、この構想の進展によって国際通貨としてのポンドの地位が一步後退する可能性は否定できないが、他方ポンドにとってより重要な問題は英國のEEC加入に伴って生ずる金融通貨面の変化であろう。EECの金融統合が進み、かりに欧州通貨が出現した場合を考えてみれば、ポンドは独立したキーカレンシーとしての地位を喪失し、欧州通貨の一翼になうことになるかもしれない。現に最近のエコノミスト誌は英國自体にもこのような見方があることを示している。

このように現体制に対する批判が総会後も英國方面より活潑であるのに対し、欧州大陸側からはこれといった論議はない。これはキーカレンシーである英國とそうでない欧州大陸諸国との差であるとともに、経済の低成長に悩み、国際流動

経済から成長抑制要因を制度的に排除せんとする英國と、国際流動性の不足が経済成長と一義的な関係にあるとはみていのない欧州大陸諸国との差異にも基づいている。

国際景気情勢との関連

通貨体制論議と並んで今次総会のいま一つの特色は世界景気情勢の変化、換言すれば世界的デフレーションに対する懸念が表明され、それが通貨体制論議とかみ合わされて論じられたことである。

ヤコブソン専務理事は総会後の演説でも「世界経済はインフレの恐れを遠ざかり、むしろデフレに突入する恐れが増してきている」と警告している。ヤコブソンはこのデフレの危険を通貨体制維持のため従来から行なわれていた国際協力により切り抜けるべきだとしており、米国当局者の意向もほぼこれと同じである。これに対し英國ではデフレの恐れがあるからこそ、国際流動性の弾力的な供給を保証する通貨制度の改革が必要なのだとしている。一方欧州大陸側では、米英に比しはあるかに好調を続けてきた経済情勢を背景にデフレ懸念に対しては比較的楽観的であり、たとえばブレッティング・バンク総裁は総会演説のなかで、「国際流動性の不足および世界的デフレの恐れは差し迫ったものでない」と述べている。またE E C副委員長のマルジョランも最近「ブームが終了しつつある事は確かだが景気後退は差し迫ったものでない」と述べている。

このようにヤコブソンの提起したデフレ懸念ならびにそれに対する国際通貨面からの対策については必ずしも統一した見解がみられないが、いざれにせよ国際通貨体制がデフレ回避と関連して、具体的に論議され始めたことは注目に値しよう。

今次IMF総会がドルを中心とする現行体制維持を再確認することに成功した点は否定できないが、その成果を保持するためには今後いっそうの国際協力が必要とされるものと思われる。

米国通商拡大法 の成立について

第87議会の最重要法案としてその成行きが注目されていた通商拡大法案(Trade Expansion Act of 1962)は、上下両院の審議の過程で若干の修正を受けたが、全体としては政府原案(調査月報2月号要録参照)にきわめて近い形で、さる10月11日の大統領の署名によって成立した。本法はケネディ大統領の指摘をまつまでもなく、第2次大戦後のマーシャル援助計画法以来の画期的な経済立法であって米国ののみならず世界的な自由通商政策の展開という観点からみて、きわめて重要な意義をもつものである。

通商拡大法の内容

(関税引下げに関する大統領の権限)

さる6月末で失効した従来の互恵通商法は大統領に商品別に4年間に20%の関税引下げ権限を与えていたのに対し、通商拡大法は大統領に対し以下のよう大幅な権限を与えている。

- ① 1962年7月1日現在の関税率を基準として商品群別ないしは商品別に向こう5年間に50%、原則として毎年10%を限度とする関税引下げ権限(いわゆる「一般権限」)。
- ② E E Cと米国の貿易額が世界貿易——E E Cの域内貿易および共産圏貿易を除く——の80%を占める商品については、さらに商品群別に関税をゼロにまで引下げる権限(「特別権限」)。
- ③ 本年7月1日現在の税率が5%ないしそれ以下の商品の関税を撤廃する権限。
- ④ 米国での生産量が少なく、かつE E Cが同様の譲許を行なう場合には、熱帶農林產品についても関税を撤廃する権限。
- ⑤ 大統領が米国の輸出の増進に役だつとした場合には農産物に対しても50%以上の引下げを行なう権限。

上記の新権限に基づく関税譲許は、従来の互恵通商法と同様に共産圏諸国を除くいっさいの貿易